

事務連絡
令和7年3月10日

高知県医師会 御中

四国厚生支局高知事務所

医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて標記施設基準の経過措置に係る取扱いについては、別添「医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」および「令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」（以下、「別添事務連絡」という。）において取扱いが示されました。

つきましては、令和7年4月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて、別添事務連絡により確認し、下記に留意のうえ必要な届出について貴会会員等に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 届出期限：令和7年4月4日（金）【必着】
2. 令和7年4月4日までに届出し、4月1日に遡って算定できる取扱いは、経過措置分の届出に限ります。
3. 四国厚生支局ホームページに特設ページを設けておりますのでご活用ください。
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/iryo_shido/iryoudx_001.html

【届出先・照会等連絡先】

四国厚生支局高知事務所

〒780-0850 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局庁舎1階

（電話）088-826-3116

事務連絡
令和7年3月7日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号）により示しているところであるが、令和7年4月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないように、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和7年4月4日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、医療DX推進体制整備加算の届出については、「医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和7年2月28日事務連絡）も参考にすること。

令和7年3月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和7年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項目	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準	届出が必要な様式
初・再診料	1	医療DX推進体制整備加算1~3	「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生第1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長・通知。)に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。	医療DX推進体制整備加算1~3	別添7、別添7の様式1の6
	2	医療DX推進体制整備加算1~3 ※当該要件を適用する場合に限る	小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日~12月31日)までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から9月30日までの間に限り、レポート数ベースマイナバリュ使用率として「15%」であることは「12%」とする。	医療DX推進体制整備加算3、6	別添7、別添7の様式1の6

○特掲診療料

区分	項目	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	令和7年4月1日以降、算定する施設基準	届出が必要な様式
在宅 調剤基本料	1	在宅医療DX情報活用加算	「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生第1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長・通知。)に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。	在宅医療DX情報活用加算1	別添2、別添2の様式11の6
	2	医療DX推進体制整備加算1~3 ※経過措置を利用して施設基準の届出を行っている保険薬局に限る	電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てに電子調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。	医療DX推進体制整備加算1~3	別添2、別添2の様式87の3の6

医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し

令和6年10月～令和7年3月

- 医療DX推進体制整備加算1 11点
- 医療DX推進体制整備加算1 (歯科) 9点
- 医療DX推進体制整備加算1 (調剤) 7点

(※) 初診時に所定点数を加算

[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
(経過措置 令和7年3月31日まで)

- 医療DX推進体制整備加算2 10点
- 医療DX推進体制整備加算2 (歯科) 8点
- 医療DX推進体制整備加算2 (調剤) 6点

[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
(経過措置 令和7年3月31日まで)

- 医療DX推進体制整備加算3 8点
- 医療DX推進体制整備加算3 (歯科) 6点
- 医療DX推進体制整備加算3 (調剤) 4点

[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
(経過措置 令和7年3月31日まで)

医療DX推進体制整備加算

令和7年4月～

- 医療DX推進体制整備加算1 (医科) 12点 (歯科) 11点 (調剤) 10点
- 医療DX推進体制整備加算2 (医科) 11点 (歯科) 10点 (調剤) 8点
- 医療DX推進体制整備加算3 (医科) 10点 (歯科) 8点 (調剤) 6点

[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制 (原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること) を有していること。

- 医療DX推進体制整備加算4 (医科) 10点 (歯科) 9点
- 医療DX推進体制整備加算5 (医科) 9点 (歯科) 8点
- 医療DX推進体制整備加算6 (医科) 8点 (歯科) 6点

[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(※) 電子処方箋要件なし

マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定

適用時期	令和6年10～12月	令和7年1～3月	令和7年4～9月
利用率実績	令和6年7月～	令和6年10月～	令和7年1月～ ^{※2}
加算1・4	15%	30%	45%
加算2・5	10%	20%	30%
加算3・6	5%	10%	15% ^{※1}

※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年 (令和6年1月1日から同年12月31日まで) の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

※2 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。

※3 令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年7月を目的に検討、設定。

令和7年4月～

在宅医療DX情報活用加算 (※) 10点

在宅医療DX情報活用加算 (歯科訪問診療料) 8点

(※) 在宅患者訪問診療料 (I) の1、在宅患者訪問診療料 (I) の2、在宅患者訪問診療料 (II) 及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象
[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(4) 電子処方箋を発行する体制を有していること。
(経過措置 令和7年3月31日まで)

在宅医療DX情報活用加算1 (医科) 11点 (歯科訪問診療料) 9点

[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(4) 電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制 (原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること) を有していること。

在宅医療DX情報活用加算2 (医科) 9点 (歯科訪問診療料) 8点

[施設基準 (医科医療機関)] (要旨)

(※) 電子処方箋要件なし

在宅医療DX情報活用加算